

データ復旧・データ取扱同意書

本同意書は、記録媒体または機器からのデータ復旧を依頼する者（以下「利用者」といいます。）が、当該復旧作業を行う事業者、店舗または担当者（以下あわせて「事業者」といいます。）から、診断・復旧方法、作業上の限界、データへのアクセス、複製・保管、外部委託、料金、返却および削除等について説明を受け、その内容を理解したうえで作業に同意するためのものです。

第1条（適用範囲、対象媒体および依頼権限）

- 1 本同意書は、パソコン、スマートフォン、タブレット、ハードディスク、SSD、USBメモリー、メモリーカード、光学媒体その他の機器・記録媒体に対する診断、読取り、複製およびデータ復旧（以下「本作業」といいます。）に適用します。
- 2 対象機器・媒体、障害状況、希望するデータ、診断方法、復旧方法、納品方法、料金、預かり期間その他の個別条件は、申込ページ、受付票、見積書、作業指示、電子メールまたは受付時の説明によります。
- 3 利用者は、対象機器・媒体およびデータの所有者、正当な使用者または所有者等から本作業を依頼する権限を与えられた者であり、第三者の権利を侵害し、または違法な目的で復旧を依頼するものではないことを確認します。

第2条（診断、復旧可能性および作業の限界）

- 1 事業者は、外観、接続、診断装置、読み取り試験その他合理的な方法で障害状態を確認し、可能な範囲で復旧見込み、方法、費用および納期を案内します。診断前には判明しない損傷または暗号化等がある場合があります。
- 2 データの上書き、物理損傷、暗号化、認証情報の不足、経年劣化、過去の復旧作業、メーカー仕様その他の事情により、希望するデータの全部または一部を復旧できず、ファイル名、構造、日時または内容が失われる場合があります。
- 3 事業者は特定の復旧結果を保証するものではありません。利用者が指定した優先データ、許容できる分解・加工の範囲および費用上限等がある場合、個別条件として作業開始前に確認します。

第3条（作業方法、媒体への影響および原状保持）

- 1 本作業では、対象機器・媒体の通電、分解、部品交換、クローン作成、イメージ取得、開封、清掃または専用設備での処置等を行う場合があります。事業者は必要な方法と元の状態へ戻せない可能性を説明します。
- 2 障害の進行、分解、読取りの反復、既存の損傷その他により、対象機器・媒体が作業前より動作しにくくなり、メーカー保証または防水・防じん性能等へ影響する場合があります。事業者は合理的な注意をもって作業します。
- 3 利用者から原状保持、証拠保全、書込み禁止、封印または作業記録の保存を求められた場合、事業者は対応可能な範囲を事前に説明します。通常のデータ復旧は法的なデジタル・フォレンジックまたは証拠保全を当然に保証するものではありません。

第4条（データへのアクセス、秘密保持および安全管理）

- 1 事業者は、復旧可否の確認、希望データの特定、品質確認、納品および問い合わせ対応に必要な範囲でデータへアクセスします。目的と関係のない内容を閲覧、複製、利用または第三者へ開示しません。
- 2 復旧対象に、個人情報、写真、通信内容、営業秘密、健康・金融・認証情報その他慎重な取扱いを要する情報が含まれる可能性を踏まえ、事業者は作業者の限定、アクセス制御、暗号化、持出し制限、作業記録その他合理的な安全管理を行います。
- 3 パスワード、暗号鍵、認証コードその他の認証情報は、可能な限り利用者自身が入力し、事業者が預かる場合は本作業に必要な範囲で使用し、作業終了後に返却または安全に削除します。

第5条(複製、外部委託および第三者サービス)

- 1 事業者は、対象媒体への追加損傷を避け、復旧作業を行うため、必要な範囲で媒体のイメージ、クローンまたは復旧データの作業用複製を作成することがあります。作業用複製も原データと同等に管理します。
- 2 物理復旧、メーカー対応、専門設備、クラウド復元その他のため外部事業者へ委託する場合、事業者は委託の必要性、取扱う媒体・データの範囲および管理方法を案内し、適切な委託先の選定、契約および監督を行います。
- 3 外国にある事業者またはクラウドサービスがデータを取り扱い、法令上本人の同意または情報提供が必要となる場合、事業者は判断に必要な情報を案内し、適切な手続を行います。

第6条(納品、確認、保管期間および削除)

- 1 復旧データは、事前に合意した記録媒体、暗号化ファイル、オンライン転送その他の方法で納品します。事業者は可能な範囲でファイル一覧、読取り結果または注意事項を示し、利用者は受領後速やかに必要データを確認します。
- 2 復旧データの完全性、アプリでの利用可否、マルウェアの有無または内容の正確性は、個別に検証した範囲に限られます。利用者は納品後、安全な環境で確認し、必要な複数のバックアップを作成します。
- 3 事業者は、作業用複製、復旧データおよび認証情報を、納品確認、再送、会計、事故・紛争対応等に必要な期間に限り保管し、期間経過後は法令および定めた方法により削除または廃棄します。原媒体の返却・処分は個別条件によります。

第7条(料金、作業中止および未引取り媒体)

- 1 診断料、復旧作業料、部品・媒体費、外部委託費、送料その他の費用は、見積りまたは受付時の案内によります。追加費用が生じる場合、事業者は理由と金額を示し、利用者の承諾後に有償作業を行います。
- 2 利用者は本作業の中止を申し出ることができます。ただし、診断、分解、部品手配、外部委託その他既に実施した作業の費用および通常生じる合理的な損害は、事前に表示された条件に従って取り扱います。
- 3 対象機器・媒体または納品物が引き取られない場合、事業者は登録された連絡先へ通知し、合理的な保管期間と費用を案内します。廃棄その他の処分が必要な場合は、法令、個人情報の安全および適正な手続に従います。

第8条(事故、責任の範囲および同意)

- 1 紛失、盗難、誤送信、不正アクセス、情報漏えい、媒体の追加損傷その他の事故が生じ、または疑われる場合、事業者は被害拡大防止、アクセス停止、原因確認、利用者への連絡および法令上必要な報告等を行います。
- 2 本同意書は、事業者の故意または過失、情報管理上の不備、無断利用、債務不履行その他事業者が法令または契約上負う責任を免除するものではなく、利用者の法令上の権利を制限するものでもありません。
- 3 利用者は、対象媒体、復旧可能性、作業方法と影響、データへのアクセス、複製・委託、料金、納品および削除について説明を受け、不明点を質問する機会を得たうえで本作業に同意します。
- 4 電子的に同意する場合、事業者は、利用者の氏名、連絡先、同意日時、対象機器・媒体・依頼内容を識別する情報、対象文書の版および同意操作に関する記録を保存します。

以上

私は、上記各条項および案内された個別作業条件を確認し、対象機器または媒体に対する本作業および必要な範囲でのデータ取扱いに同意します。

同意日: ____年 ____月 ____日

利用者氏名(署名): _____